

令和4年度第2回
堺市都市計画審議会

議 案 書

令和4年度 第2回

堺市都市計画審議会付議案件一覧表

議案 番号	案 件 名	決定 権者	頁
173	南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について	市	2
174	建築基準法第51条ただし書の規定に基づく その他の処理施設（産業廃棄物処理施設）について	—	6

議 第 1 7 3 号
堺 都 計 第 8 3 3 号
令和 4 年 1 1 月 2 2 日

堺市都市計画審議会
会長 嘉名 光市 様

堺 市 長 永 藤 英 機

南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

標記について、都市計画法第21条第2項において準用する同法
第19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画生産緑地地区の変更(堺市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面積	備考	図面番号
第 2 号生産緑地地区	堺区三宝町5丁地内	約0.12 ha	区域変更	1 / 37
第 37 号生産緑地地区	堺区向陵中町1丁地内	—	廃止	2 / 37
第 216 号生産緑地地区	中区土師町2丁地内	約0.07 ha	区域変更	3 / 37
第 227 号生産緑地地区	東区菩提町1丁地内	約0.10 ha	区域変更	4 / 37
第 271 号生産緑地地区	西区浜寺元町6丁地内	約0.05 ha	区域変更	5 / 37
第 279 号生産緑地地区	西区鶴田町地内	約0.21 ha	区域変更	6 / 37
第 337 号生産緑地地区	中区土塔町地内	—	廃止	7 / 37
第 369 号生産緑地地区	東区野尻町地内	—	廃止	8 / 37
第 398 号生産緑地地区	中区大野芝町地内	約0.08 ha	区域変更	9 / 37
第 497 号生産緑地地区	中区八田北町及び八田南之町地内	約0.32 ha	区域変更	10 / 37
第 506 号生産緑地地区	中区八田北町地内	—	廃止	11 / 37
第 514 号生産緑地地区	中区小阪地内	約0.09 ha	区域変更	12 / 37
第 524 号生産緑地地区	西区菱木1丁地内	—	廃止	13 / 37
第 559 号生産緑地地区	東区丈六地内	約0.09 ha	区域変更	14 / 37
第 566 号生産緑地地区	東区草尾地内	約0.88 ha	区域変更	15 / 37
第 599 号生産緑地地区	東区草尾地内	—	廃止	16 / 37
第 635 号生産緑地地区	中区深阪2丁地内	約0.28 ha	区域変更	17 / 37
第 668 号生産緑地地区	北区南長尾町1丁地内	約0.11 ha	区域変更	18 / 37
第 725 号生産緑地地区	東区北野田地内	約0.23 ha	区域変更	19 / 37
第 764 号生産緑地地区	西区浜寺石津町中1丁地内	—	廃止	20 / 37
第 781 号生産緑地地区	中区土師町5丁地内	約0.13 ha	区域変更	21 / 37
第 784 号生産緑地地区	東区石原町4丁地内	約0.07 ha	区域変更	22 / 37
第 800 号生産緑地地区	中区土師町4丁地内	—	廃止	23 / 37
第 813 号生産緑地地区	中区土師町4丁地内	約0.10 ha	区域変更	23 / 37
第 824 号生産緑地地区	中区深井畑山町地内	約0.20 ha	区域変更	24 / 37
第 853 号生産緑地地区	西区菱木2丁地内	—	廃止	25 / 37
第 866 号生産緑地地区	中区平井地内	約0.32 ha	区域変更	26 / 37
第 908 号生産緑地地区	東区草尾地内	約0.30 ha	区域変更	27 / 37
第 944 号生産緑地地区	中区大野芝町地内	約0.06 ha	区域変更	28 / 37
第 964 号生産緑地地区	北区金岡町地内	—	廃止	29 / 37
第 971 号生産緑地地区	中区深井中町地内	—	廃止	30 / 37
第 983 号生産緑地地区	美原区真福寺地内	約0.34 ha	区域変更	31 / 37

名 称	位 置	面積	備考	図面番号
第 987 号生産緑地地区	美原区真福寺地内	—	廃止	32 / 37
第 1004 号生産緑地地区	美原区南余部及び阿弥地内	約1.31 ha	区域変更	33 / 37
第 1107 号生産緑地地区	美原区平尾地内	約0.31 ha	区域変更	34 / 37
第 1120 号生産緑地地区	美原区丹上地内	—	廃止	35 / 37
第 1169 号生産緑地地区	西区鶴田町地内	約0.06 ha	区域変更	6 / 37
第 1203 号生産緑地地区	東区丈六地内	—	廃止	36 / 37
第 1208 号生産緑地地区	美原区大饗地内	—	廃止	37 / 37
第 1215 号生産緑地地区	中区八田南之町地内	約0.25 ha	追加	10 / 37
第 1216 号生産緑地地区	東区草尾地内	約0.19 ha	追加	15 / 37
第 1217 号生産緑地地区	中区土塔町地内	約0.03 ha	追加	23 / 37
第 1218 号生産緑地地区	中区土塔町地内	約0.13 ha	追加	23 / 37
第 1219 号生産緑地地区	東区丈六地内	約0.17 ha	追加	36 / 37
第 1220 号生産緑地地区	中区土師町5丁地内	約0.03 ha	追加	21 / 37
小 計		約6.63 ha		
第2号生産緑地地区 他762地区		約134.73ha	変更なし	
合 計	793地区	約141.36ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本市の市街化区域内の優れた環境機能及び防災機能等を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として、新たに生産緑地を追加するとともに、生産緑地法第14条の規定に基づき行為制限が解除された生産緑地及び公共施設等が設置された生産緑地を廃止するため、本案のとおり生産緑地地区を変更しようとするものである。

議 第 1 7 4 号
堺建安第 D-9 号
令和4年11月22日

堺市都市計画審議会
会長 嘉名 光市 様

特 定 行 政 庁
堺市長 永藤 英機

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく
その他の処理施設（産業廃棄物処理施設）について（付議）

標記について、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会
に付議します。

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく
その他の処理施設（産業廃棄物処理施設）について

建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

施設の種類	位置	面積
産業廃棄物処理施設	堺市西区築港新町4丁 2番3、4番4	約24,800㎡

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

理 由

本施設の敷地の位置については、建築基準法第51条ただし書の規定により、その他の処理施設の用途に供する建築物（産業廃棄物処理施設）として平成16年に許可を受けている。

今回、同施設において、新たな破碎施設を設置するにあたり、当該許可時の処理能力の1.5倍を超えるため、建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可が必要であり、都市計画審議会に付議するものである。